

## 租税特別措置等に係る政策評価様式

【様式】

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7 必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  《政策目的の根拠》	
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	
	③ 達成目標 及び測定 指標	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	

8	有効性等	① 適用数等	
		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇～〇〇)  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## ＜記載要領＞

### I 稟税特別措置等に係る政策の事前評価書

- 1 稟税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。
- 2 「政策評価の対象とした稟税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした稟税特別措置等の名称を記載する。
- 3 「要望の内容」には、要望を行う稟税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該稟税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（対象設備等の所得額の〇%の特別償却又は〇%の税額控除など）を明らかにするとともに、新設、拡充、延長の別を明らかにする。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期」には、政策評価を実施した時期をできる限り具体的に記載する。
- 6 「稟税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する場合に、要望に係る当該稟税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用又は延長期間」には、要望に係る稟税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 8 「政策目的及びその根拠」では、各項目について以下に従い記載する。
  - ① 「稟税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、要望に係る稟税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。  
また、政策目的に係る達成目標についても具体的に記載する。
  - ② 「政策目的の根拠」には、上記①の「稟税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記①の「稟税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。  
当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 10 「達成目標及び測定指標」では、各項目について、以下に従い記載する。
  - ① 「稟税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記①の「稟税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、要望に係る稟税特別措置等によって達成しようとする達成目標について具体的に記載する。
  - ② 「稟税特別措置等による達成目標に係る測定指標」には、上記①の「稟税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した稟税特別措置等による達成目標の実現状況を測る測定指標を具体的に記載する。測定指標は可能な限り定量的に把握可能なものとする。

③ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記 8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記 10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

その際、当該政策目的と租税特別措置等による達成目標との間に、当該政策目的に係る達成目標を別途設定している場合は、必要に応じ、当該政策目的に係る達成目標について記述することも可能とする。

11 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用を受けた者の数及び件数（過去の実績）、又はその適用を受ける者の数及び件数（将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）に則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

12 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

13 「効果・達成目標の実現状況」では、各項目について、以下に従い記載するとともに分析の対象とした期間をそれぞれ記載する。

① 「政策目的の実現状況」には、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、上記 8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されるかについて、可能な限り定量的に記載する。

拡充又は延長を要望しようとする場合は、これに加え、過去の実績を踏まえてどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

② 「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」には、上記 10①に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に係る達成目標に関して、上記 10②に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載する。その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

拡充又は延長を要望しようとする場合には、租税特別措置等による達成目標が既に達成されていないか、その実現状況についても記載する。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合に、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）を変更する場合には、当

該所期の目標の達成状況を明らかにした上で、新たな達成目標へ変更する理由についても具体的に記載する。

- ③ 「租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響」には、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況について具体的に記載する。
- ④ 「税収減を是認するような効果の有無」には、上記 11、12、13①～③における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記 13②に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

- 14 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 15 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 16 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）を要望する場合に、当該租税特別措置等が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 17 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 18 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。
- 19 上記各項目の記載に際しては、平成 22 年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10 年超）や適用者数が比較的少ない措置（2 桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	租税特別措置等の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用期間		
7 必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  《政策目的の根拠》	
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	
8 有効性 等	① 適用数等		

		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇)  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## ＜記載要領＞

### II 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

- 1 租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。
- 2 「政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 3 「租税特別措置等の内容」には、租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）特例の内容（対象設備等の所得額の〇%の特別償却又は〇%の税額控除など）を明らかにする。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期」には、政策評価を実施した時期をできる限り具体的に記載する。
- 6 「租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 「政策目的及びその根拠」では、各項目について以下に従い記載する。
  - ① 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。  
また、政策目的に係る達成目標についても具体的に記載する。
  - ② 「政策目的の根拠」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。  
当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 10 「達成目標及び測定指標」では、各項目について、以下に従い記載する。
  - ① 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする達成目標について具体的に記載する。
  - ② 「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」には、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現状況を測る測定指標を具体的に記載する。測定指標は可能な限り定量的に把握可能なものとする。
  - ③ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記10①

の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

その際、当該政策目的と租税特別措置等による達成目標との間に、当該政策目的に係る達成目標を別途設定している場合は、必要に応じ、当該政策目的に係る達成目標について記述することも可能とする。

- 11 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用を受けた者の数及び件数（過去の実績）を年度ごとに記載する。

過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

- 12 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を年度ごとに記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

- 13 「効果・達成目標の実現状況」では、各項目について、以下に従い記載するとともに分析の対象とした期間をそれぞれ記載する。

① 「政策目的の実現状況」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

② 「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」には、上記10①に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に係る達成目標に関して、上記10②に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載するとともに、租税特別措置等による達成目標が既に達成されていないか、その実現状況についても記載する。

所期の目標（直近の新設又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）を変更する場合には、当該所期の目標の達成状況を明らかにした上で、新たな達成目標へ変更する理由についても具体的に記載する。

③ 「税収減を是認するような効果の有無」には、上記11、12、13①②における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記13②に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がってないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

- 14 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

- 15 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 16 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）を要望する場合に、当該租税特別措置等が各地域に展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 17 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 18 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。
- 19 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。
- 20 上記各項目の記載に際しては、平成 22 年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10 年超）や適用者数が比較的少ない措置（2 桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。